

## OTAと連携した韓国向け誘客プロモーション業務 企画提案競技実施要領

### 1 目的

大韓航空青森・ソウル線を利用して韓国から本県を訪問する者の中には、OTAを通じ航空券を手配する個人旅行者が一定数想定される。

本事業は、韓国で利用率の高いOTAと連携した韓国人向けプロモーションを展開することで本県の認知度を高めるとともに、韓国から本県を訪問する個人旅行者の誘客を促進するものである。

### 2 業務名

OTAと連携した韓国向け誘客プロモーション業務

### 3 業務の内容

別紙仕様書のとおり

### 4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 5 委託金額の上限額

金4,500,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### 6 企画提案競技スケジュール（予定）

令和6年12月25日（水）	公募開始
令和7年1月7日（火）	参加表明書及び質問票の提出期限
令和7年1月9日（木）	質問に対する回答期限
令和7年1月14日（火）	企画提案書の提出期限
令和7年1月15日（水）～16日（木）	審査会（書面）、選定
令和7年1月17日（金）	採択通知、見積り依頼
令和7年1月20日（月）以降	契約締結、事業開始
令和7年3月31日（月）	事業終了、完了届・業務報告書の提出 （検査後、委託料の支払い）

### 7 企画提案競技の内容

#### （1）選定方法等

本企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本要領「7（3）提出書類」に掲げる書類を県に提出する。審査は提出された書類の内容に基づいて行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認められる者を委託先候補として選定する。

#### （2）参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 日本国内に本店、支店または活動拠点を置いている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にないこと。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

### (3) 提出書類

提出書類	提出部数	留意事項	提出方法	提出期限
a)参加表明書 (様式1)	1部	代表者印等の押印は不要。	電子メール。	令和7年1月7日(火) 17時必着。
b)企画提案書	5部	記載内容については本要領「8 企画提案書について」のとおり。	郵送または持参。 ※電子メールは不可。	令和7年1月14日(火) 17時必着。 ※郵送の場合、発送後でも上記期限に未着であれば、提出がなかったものとみなす。
c)参加者の概要を示す書類	5部	組織体制、経営状況、関連業務等の受注実績、直近1年間の国や自治体等公的機関からの業務受注実績等。		

### (4) 提出先・問い合わせ先

住所：〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 県庁西棟4階

所属：青森県 観光交流推進部 誘客交流課 国際誘客グループ 担当：鹿内

電話：017-734-9219、電子メール：shinkanko@pref.aomori.lg.jp

問い合わせ・対応時間：土日祝日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く9時～12時、13時～17時の間

※提出・問い合わせをする際は、件名を「OTAと連携した韓国向け誘客プロモーション業務公募について(〇〇〇)」とし、〇〇〇には参加者名を記載すること。

### (5) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限 令和7年1月7日(火)17時
- ② 受付場所 本要領「7(4)提出先・問い合わせ先」と同じ。
- ③ 提出様式 質問票(様式2)を用いること。
- ④ 提出方法 電子メールにより行うこと。

- ⑤ 回答期限 令和7年1月9日（木）17時までに全質問者に対し電子メールで回答する。
- ⑥ その他 受付期間以外に寄せられた質問や、口頭での質問は受け付けない。

## **(6) 参加の辞退**

参加表明書の提出後であっても、「参加辞退届」（任意様式）の提出により、辞退することができる。辞退届は電子メールにより、本要領「7（4）提出先・問い合わせ先」へ提出すること。

## **8 企画提案書について**

企画提案書の様式は任意とし、A4サイズを基本とし（A3サイズの書類はA4サイズに織り込むこと）、ページを付すこと。使用言語は日本語とする。

別紙の業務仕様書及び本要領に基づき作成し、以下の構成とすること。

### **(1) 企画内容（基本的な記載事項は当業務仕様書のとおり）**

以下の項目について記載すること。

- ① 本業務で連携する予定のOTA
  - ア) OTAの名称、イ) 当該OTAを選定した理由について記載すること。
- ② OTAサイト上でのプロモーション内容
  - ア) 実施内容、イ) プロモーション期間について具体的に記載すること。
- ③ その他
  - ア) 本プロモーションの分析手法について具体的に記載すること（別紙仕様書「4 業務報告書」関係）。
  - イ) 本プロモーションページの閲覧数向上に向けた取組や、韓国における本県の認知度向上、本県への韓国からの個人旅行者の誘客促進など、本事業の効果をさらに高める取組について、予算の範囲内で実施可能な提案があれば、内容や実施期間を具体的に記載すること。

### **(2) 実施体制**

業務責任者及び従事者について、職・氏名、担当業務内容を記載すること。

### **(3) 実施スケジュール**

業務仕様書を参考に、準備や完成・対応に要する期間を記載すること。

また、業務仕様書に定めのない期間については、効果的に運営できる期間を記載すること。

### **(4) 経費見積書**

提案内容に沿った各項目の積算根拠が明確になるように記載すること。なお、見積額が本要領「5 委託金額の上限額」を超えている場合は失格とする。

### **(5) 連絡先等**

本公募に係る窓口担当者の職・氏名及び連絡先を記載すること。

## **9 企画内容の審査**

- (1) 審査は書面審査とし、審査会が評価点方式により行い、審査員の評価点の総合計が最も高かった者を委託先候補者として選定する。なお、参加者には出席を求めない。

- (2) 参加者が1者の場合でも審査は実施するが、評価点の総合計が満点の6割未満の場合、または参加者がいない場合は、再度公募を検討することとする。
- (3) 評価項目等は別紙「評価項目、評価の視点、配点」のとおりとする。

## 10 審査結果の通知

審査終了後、速やかに参加者全員に対して電子メールにより通知する。  
なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## 11 契約に関する基本的事項

- (1) 選定された参加者は委託先候補者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。ただし、選定された者に事故等（改正地方自治法施行令第173条各号に掲げる要件に該当しないことが判明した場合を含む。）があり見積徴取が不可能となった場合、次点の者を当該見積徴取の相手方とすることがある。
- (2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 再委託は発注者の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 成果物及び構成素材に係る第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (5) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む。）に関する一切の著作権その他の知的財産権については、引き渡し時点で青森県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

## 12 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する経費については参加者が負担する。
- (2) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (4) 提出された書類の修正、変更は認めない。

## 別紙 評価項目、評価の視点、配点

評価項目		評価の視点	配点		
			基礎点 A	傾斜 係数 B	評価 点 A×B
(1) 企画内容	ア. OTAサイトの選定	韓国や本県の事情を踏まえ、効果的にプロモーションできるOTAサイトを選定しているか。	5	3	15
	イ. OTAサイトでのプロモーションページの開設	本県観光の魅力を発信し、韓国からの個人旅行者の誘客促進につながる効果的なページを開設できるか。	5	5	25
(2) 実施体制	ア. 組織体制	提案内容を確実に履行できる組織体制か。	5	1	5
	イ. 専門性、実績	専門性や実績を有しているか。	5	1	5
	ウ. 人員配置	人員を適正に配置できるか。	5	1	5
(3) 実施スケジュール		各業務行程が適切に計画されているか。	5	2	10
(4) 経費見積書		積算単価や数量が妥当であり、提案内容との整合性がとれているか。	5	2	10
(5) その他	ア. プロモーションの分析手法	プロモーションの分析手法は適切か。	5	2	10
	イ. 事業効果を高めるための方策（自由提案）	事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容に実現可能性があるか。	5	3	15
合計					100

※基礎点は【5:非常に優れている、4:優れている、3:普通、2:やや不十分、1:不十分】の5段階評価とする。

※評価点はA. 基礎点（5点満点）にB. 傾斜係数を乗じて求め、100点満点とする。